

○国土交通省告示第七百八十二号

つくば航空株式会社からつくばヘリポートの設置許可申請があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年七月二十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

- 一 設置の目的 報道取材、訓練、空撮及び消防防災ヘリコプター等の運航のため（非公共用）
- 二 申請者の氏名及び住所 つくば航空株式会社 茨城県つくば市上境九九二番地
- 三 空港等の名称及び位置並びに標点の位置 つくばヘリポート 茨城県つくば市 北緯三十六度七分三秒 東経百四十度七分五十二秒（標高七・八メートル）
- 四 空港等予定地並びにその所有者の氏名及び住所
  - イ 空港等予定地 茨城県つくば市上境九九二番地
  - ロ 空港等予定地の所有者の氏名及び住所 茨城県 茨城県水戸市笠原町九七八番地六
- 五 空港等の種類及び滑走路の強度
  - イ 空港等の種類 陸上ヘリポート
  - ロ 滑走路の強度 全備重量の九トンに耐える強度
- 六 空港等の範囲 第一図のうち、一点鎖線で囲まれた部分（総面積一万三千三百一平方メートル）
- 七 着陸帯 第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域（長さ三十五メートル 幅三十メートル）
- 八 進入区域 第二図のうち、イ、ロ、ハ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域
- 九 進入表面 第二図のうち、着陸帯の二辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ八分の一のこう配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの
- 十 転移表面 第二図のうち、進入表面の斜辺（イホ及びニチ並びにロヘ及びハト）を含む平面及び着陸帯の二辺（イニ及びロハ）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ二分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の二辺を含むものとの交線（イヨ及びニカ並びにロヌ及びハル）とこれらの平面と水平面を含む平面との交線（タヨ、ヨカ及びカワ並びにリヌ、ヌル及びブル）及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ並びにロリ及びハヲ）又は着陸帯の二辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分
- 十一 水平表面 第二図のうち、空港等の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径二百メートルで描いた円周（レの線）で囲まれた部分
- 十二 空港等の施設の概要
  - イ 滑走路
    - (1) 長さ 三十五メートル
    - (2) 幅 三十メートル
    - (3) 方位 北百五十二度五十二分四十四秒東（真方位）
    - (4) 舗装の種類 アスファルトコンクリート舗装
  - ロ 誘導路
    - (1) 延長 二十五メートル
    - (2) 幅 九メートル
    - (3) 舗装の種類 アスファルトコンクリート舗装
    - ハ エプロン
      - (1) 面積 二千四百七十平方メートル
      - (2) 舗装の種類 アスファルトコンクリート舗装
- 二 その他
  - (1) 飛行場標識施設 一式
- 十三 設置予定の航空保安施設の概要 なし
- 十四 供用開始の予定期日 令和四年十二月一日

第一図 つくばヘリポート

